（自動車事故報告規則の一部改正）

第二条　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第３条関係） （注） (1)～(16)　（略） (17)　「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。 (18)～(26)　（略）	別記様式（第３条関係） （注） (1)～(16)　（略） (17)　「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等の登録番号を記載すること。 (18)～(26)　（略）

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成九年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第四条から第三十五条まで　削る	（受験手続） **第四条**　地域限定通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第十六条第１項の規定により都道府県知事が指定する者（以下単に「指定試験機関」という。）が同項の試験の実施に関する事務（以下単に「試験事務」という。）を行う場合には、当該受験願書を指定試験機関に提出しなければならない。 ２　法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第七条の規定により試験の免除を受けようとする者は、前項の受験願書にその旨を記載し、同条に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。 （試験の公示） **第五条**　地域限定通訳案内士試験を行う外国語の種類、期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、都道府県知事があらかじめ公示する。 （試験の免除） **第六条**　法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第七条第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。 一　筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者　次回の地域限定通訳案内士試験の当該科目 二　一の外国語による通訳案内士試験に合格した者　当該外国語